

**美作市特定太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価条例第2条第3号イ(7)から(カ)に掲げる区域として指定する区域（令和3年11月22日告示）**

美作市特定太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価条例（平成30年美作市条例第24号）第2条第3号イの規定に基づき、同号イ(7)から(カ)までに掲げる区域を定めました。

各指定区域の該当箇所、関係掲載先を参考に掲載しています。詳細については、美作市企画情報課へご確認をお願いします。

**1 土砂災害その他自然災害の発生するおそれがある区域として指定する区域（条例第2条第3号イ(7)）**

本市がおかれている中山間地域は、傾斜地が多く、台風や大雨等が引き金となって、がけ崩れや土石流、地すべりなどによる土砂災害などの自然災害が発生しやすい環境にあります。土砂災害等自然災害は、一瞬にして、市民の尊い生命や家屋などの貴重な財産を奪うなど、甚大な被害をもたらします。土砂災害等自然災害の被害から市民の生命・財産を守るため、次に掲げる区域を土砂災害その他自然災害の発生するおそれがある区域として指定します。

指定区域	該当箇所、関係掲載先等
ア 砂防法第2条の規定により指定された土地	岡山県内砂防指定地一覧に掲載されている砂防法に基づく砂防指定地 <a href="https://www.pref.okayama.jp/page/677732.html">https://www.pref.okayama.jp/page/677732.html</a> （岡山県土木部砂防課）
イ 森林法第25条第1項に規定する保安林	岡山県が指定する森林法に基づく保安林 <a href="http://www.gis.pref.okayama.jp/pref-okayama/Portal">http://www.gis.pref.okayama.jp/pref-okayama/Portal</a> （おかやま全県統合型JIS（土地利用情報））
ウ 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域	岡山県が指定する土砂災害警戒区域等の指定箇所一覧表に掲載されている区域 <a href="https://www.pref.okayama.jp/page/723163.html">https://www.pref.okayama.jp/page/723163.html</a> （岡山県土木部砂防課）
エ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域	<a href="http://www.gis.pref.okayama.jp/pref-okayama/Portal">http://www.gis.pref.okayama.jp/pref-okayama/Portal</a> （おかやま全県統合型JIS（文化財情報））
オ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域	
カ 宅地造成規制法に基づく宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法運用の手引（岡山県） <a href="https://www.pref.okayama.jp/page/detail-32692.html">https://www.pref.okayama.jp/page/detail-32692.html</a>
キ 河川法第6条第1項に規定する河川区域及び同法第54条第1項に規定する河川保全区域	<a href="https://www.pref.okayama.jp/page/550550.html">https://www.pref.okayama.jp/page/550550.html</a> （岡山県土木部河川課）
ク 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する防災重点農業用ため池	

## 2 地域を象徴する優れた景観として良好な状態が保たれている区域として指定する区域（条例第2条第3号イ）

本市における、古い町並み、田舎の原風景を思い起こさせる里山や棚田などの景観は、先人から引き継がれたかけがえのない市民共通の財産です。現在から未来永劫に向けて、市民がその恵沢を享受することができるよう、その保全と活用を図る必要があるため、次に掲げる区域について地域を象徴する優れた景観として良好な状態が保たれている区域として指定します。

指定区域	該当箇所、関係掲載先
ア 自然公園法第5条第1項の規定により指定された国立公園及び同条第2項の規定により指定された国立公園並びに同法第72条及び岡山県立自然公園条例第5条第1項の規定により指定された県立自然公園である区域	氷ノ山後山那岐山国立公園 <a href="https://www.pref.okayama.jp/page/573387.html">https://www.pref.okayama.jp/page/573387.html</a> 吉井川中流県立自然公園 <a href="https://www.pref.okayama.jp/page/573449.html">https://www.pref.okayama.jp/page/573449.html</a> (岡山県環境文化部自然環境課)
イ 岡山県自然保護条例第16条第1項に規定する郷土自然保護地域及び同条例第18条第1項に規定する郷土記念物が所在する区域（当該区域と一体となって地域を象徴する優れた景観を形成している区域を含む。）	岡山県自然保護条例に基づく自然環境保全地域等の指定箇所一覧に掲載されている区域 <a href="https://www.pref.okayama.jp/page/573469.html">https://www.pref.okayama.jp/page/573469.html</a> (岡山県環境文化部自然環境課)
美作市条例に基づく次に掲げる公園	掲載先： <a href="http://www.city.mimasaka.lg.jp/soshiki/kikaku/jouho/sogokikaku/info/1638503799889.html">http://www.city.mimasaka.lg.jp/soshiki/kikaku/jouho/sogokikaku/info/1638503799889.html</a>
ウ 美作市川戸古墳公園設置及び管理に関する条例に基づき設置された美作市川戸古墳公園である区域	美作市川戸古墳公園 (美作市川戸古墳公園設置及び管理に関する条例)
エ 美作市農村公園等設置条例に基づき設置された農村公園である区域	川上農村公園、沢田農村公園、尾谷農村公園、奥農村公園、谷口農村公園、中河内農村公園、福本公園、真神運動公園及び河会ドーム (美作市農村公園等設置条例)
オ 美作市ベルピール自然公園設置及び管理に関する条例に基づき設置された公園である区域	美作市ベルピール自然公園 (美作市ベルピール自然公園設置及び管理に関する条例)
カ 美作市バレンタインパーク作東設置条例に基づき設置された公園である区域	美作市バレンタインパーク作東 (美作市バレンタインパーク作東設置条例)
キ 美作市都市公園条例に基づき設置された美作市都市公園である区域	美作市運動公園、塩垂山児童公園、大谷川河川公園、大井が丘公園、いきいきゆうゆうの里、美しい里山公園及び吉野川湯郷河川公園 (美作市都市公園条例)
ク 美作市「愛の森」設定条例第3条に規定する区域	後山・日名倉山「愛の森」 (美作市「愛の森」設定条例)

### 3 歴史的又は文化的な特色を有している区域として指定する区域（条例第2条第3号イ(ウ)）

本市には、人間と自然とのかかわりの中で生まれ、地域の風土や生活を反映し、他国の文化との交流を通じて育まれてきた豊かな伝統的な歴史や文化が存在します。地域の歴史や文化の特色を表し、古来様々な形態で存在、継承してきたこれらの伝統的な歴史や文化が、地域の人々の心のよりどころとして連帯感を生み出し、共に生きる社会の基盤を形成しているため、次に掲げる区域を歴史的又は文化的な特色を有している区域として指定します。

指定区域	該当箇所、関係掲載先
ア 文化財保護法第27条第1項に規定する重要文化財、同法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物若しくは同法第134条第1項に規定する重要文化的景観が所在する区域又は同法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区である区域 (美作市内国指定文化財、岡山県指定文化財及び美作市指定文化財が所在する区域)	<a href="http://www.city.mimasaka.lg.jp/soshiki/kyouiku/shaikaikyoiku/1456463422470.html">http://www.city.mimasaka.lg.jp/soshiki/kyouiku/shaikaikyoiku/1456463422470.html</a> (美作市教育委員会社会教育課) <a href="http://www.gis.pref.okayama.jp/pref-okayama/Portal">http://www.gis.pref.okayama.jp/pref-okayama/Portal</a> (おかやま全県統合型JIS(文化財情報))
イ 岡山県文化財保護条例第4条第1項に規定する岡山県指定重要文化財、同条例第24条第1項に規定する岡山県指定重要有形民俗文化財又は同条例第31条第1項に規定する県指定史跡名勝天然記念物が所在する区域	
ウ 美作市文化財保護条例(平成28年美作市条例第34号)第3条に規定する美作市指定文化財(無形文化財を除く。)が所在する区域	
エ 文化財保護法第95条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地である区域	

※これらの区域と一体となって歴史的又は文化的な特色を形成している区域を含む。

### 4 良好な営農条件を備え、農地としての利用が優先される区域として指定する区域（条例第2条第3号イ(イ)）

本市には、労働生産性の高く、作業を効率的に行うことができる農地が市内各所に整備されています。それらの農地のうち、農用地区域内にある農地及びおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地を良好に保全管理し、未来永劫に引き継いでいくため、次の掲げる区域を良好な営農条件を備え、農地としての利用が優先される区域として指定します。

指定区域	該当箇所、関係掲載先等
ア 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域	
イ 農地法施行令第5条各号に掲げる農地	

### 5 良好な住環境が保たれている区域として指定する区域（条例第2条第3号イ(オ)）

都市計画は、農林業との健全な調和を図りながら、健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動を確保するために定められています。本市の都市計画

区域においては、住宅と観光施設や農地、山林が混在し、調和して良好な住環境を形成しており、現在から将来にわたり、良好な住環境を維持していく必要があるため、次の区域を良好な住環境が保たれている区域として指定します。

指定区域	該当箇所、関係掲載先
条例第2条第3号イ(オ)に掲げる区域 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（工業地域及び工業専用地域を除く。）である区域	北山・豊国原・中尾・明見・檜原下・林野・栄町・朽木・入田・中山・湯郷・大井が丘・上相・平福・檜原上・檜原中・三倉田の全域又は一部 <a href="http://www.city.mimasaka.lg.jp/shisei/keikaku/toshi/1449485153328.html">http://www.city.mimasaka.lg.jp/shisei/keikaku/toshi/1449485153328.html</a> (美作市都市整備部都市住宅課)